

「にっしんキャッシュカード規定」の新旧対照表

(下線部が変更箇所となります。また、該当箇所のみ抜粋しています。)

変 更 後	変 更 前	改 正 理 由
<p>第 15 条（解約、カードの利用停止等）</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 次の場合には、カードの利用を停止 <u>又は一部制限</u> することがあります。この場合、当金庫の窓口において当金庫所定の本人確認書類の提示を受け、当金庫が本人であることを確認できたときに停止 <u>又は一部制限</u> を解除します。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>第 15 条（解約、カードの利用停止等）</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当金庫の窓口において当金庫所定の本人確認書類の提示を受け、当金庫が本人であることを確認できたときに停止解除します。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>高齢者保護の観点から、キャッシュカード機能の一部利用制限を実施することとしたため。</p>

以 上